令和7年11月18日 記者会見資料

# 長野市耐震改修促進計画(案)に対する市民意見等の募集(パブリックコメント)の実施について





建設部建築指導課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

## 第1 計画改定の趣旨

#### 1 計画の目的

建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震に対して建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を守る

#### 2 見直しの背景、必要性

これまで4回の改定を経て、耐震化の促進に取り組んできたが、未だ多くの耐震性能の 低い住宅や建築物が残されている状況にある。

特に旧耐震基準の木造建築物は、新耐震基準のものと比較すると顕著に高い倒壊率となっており、住宅・建築物の耐震化を一層促進することが必要であることから計画の改定を行う。

#### 3 見直しの概要

- 本計画の位置づけに「長野市国土強靱化地域計画」を追加
- 計画期間を5年間延長し、平成19年度から令和12年度までの24年間とする
- 想定される地震の規模及び被害想定を「長野市地域防災計画」の見直しにより更新
- 緊急輸送道路見直し(令和7年3月指定)に伴い、倒壊により道路を閉塞させるおそれ のある沿道建築物を見直し
- 耐震改修の促進を図るための支援策として、除却工事に対する補助の検討を追加し、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの耐震改修に関する融資における利子補給制度を利用する所有者に対する補助制度を整備

### 第2 耐震化の現状及び目標

#### 耐震化率の目標(現行計画・R7年度末)

住宅95%

多数の者が利用する建築物 95%以上

市有施設(災害拠点施設等) 区分 I ~ V 100%

区分VI 95%

市営住宅等 100%

#### 耐震化率の現状 (R7.4.1現在)

住宅90.3%

多数の者が利用する建築物 91.1%

市有施設(災害拠点施設等) 97.3%

• 市営住宅等 96.7%

関係各課 と協議に より目標 値を設定

#### 耐震化率の目標 (R12年度末)

住宅

• 多数の者が利用する建築物

• 市有施設(災害拠点施設等)

R2末目標 据置き

R2末目標 据置き

R2末目標 据置き

95% 全区分 95%

区分 Ⅰ ~ Ⅴ 100%

区分VI 95%

R2末目標 据置き

100%

• 市営住宅等

# 第2 耐震化の現状及び目標(市有施設)

区分		用途	現行計画目標	R7.4現在	R12年度末計画目標
Ι	災害対策本部	本庁舎、 支所庁舎	100%	<b>100%</b> (目標達成)	<u>目標達成済</u>
п	避難所	小中学校、社会体育館、 公民館等	100%	99.6%	<u>100%</u> <u>(目標据置)</u>
Ш	震災団本部、方面本部	消防局、消防署	<b>100%</b> (目標達成済)	100%	<u>目標達成済</u>
IV	物資輸送拠点等	エムウェーブ、 ホワイトリング等	<b>100%</b> (目標達成済)	100%	<u>目標達成済</u>
V	上記以外で多数の者が 利用する災害拠点施設 等	市民病院、老人福祉センター、保育園等	100%	98.6%	<u>100%</u> <u>(目標据置)</u>
VI	上記以外の社会福祉施 設及び公民館等	非木造2階以上又は200 ㎡超の児童センター、公民 館等	95%	88.8%	<u>95%</u> <u>(目標据置)</u>
計	災害拠点施設等 全	$I \sim V 100\%$ $VI 95\%$	97.3%	<u>I ~ V 100%</u> <u>Ⅵ 95%(目標据置)</u>	

#### 住宅耐震化に関する支援

- ・既存木造住宅への耐震診断士派遣
- ・既存非木造住宅の耐震診断費用の一部を補助
- ・分譲マンション、賃貸共同住宅の耐震診断費用の一部を補助
- ・ 住宅(賃貸住宅を除く)の耐震改修工事費用の一部を補助
- ・ 戸建住宅の除却費用の一部を補助について検討
- ・ 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの耐震改修に 関する融資における利子補給制度を利用する者に対する 補助制度を整備

新規

#### 総合的な安全対策

- ・ 感 震 ブ レ ー カ ー 設 置 の 普 及 啓 発 を 図 る
- ・ 昭和56年の耐震基準導入以降で平成12年より前に建築 された木造住宅について、耐震性能検証の普及啓発

新規

# パブリックコメントについて

#### 市民の意見等の募集(パブリックコメント)について

募集期間	令和7年12月1日(月) ~ 令和8年1月5日(月) 36日間		
計画書の閲覧場所	建築指導課、行政資料コーナー、支所窓口、市ホームページ		
意見等の提出方法・ 提出場所	ながの電子申請サービスによる所定フォームへの入力、 閲覧場所へ提出又は郵送、FAX、Eメールで建築指導課へ提出		
意見等の公表	検討結果を市ホームページで公表		